

議案第 29 号

財産の無償譲渡について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、次のとおり財産を無償譲渡することについて、議会の議決を求める。

平成 29 年 4 月 27 日提出

三宅町長 森 田 浩 司

記

1 無償譲渡をする財産

建 物

名 称	三宅町中央公民館東屏風分館
所 在	奈良県磯城郡三宅町大字屏風 4 3 0 番地の 3 8
構 造	鉄骨二階建
延床面積	1 3 0 . 7 6 m ²

2 無償譲渡の相手方

奈良県磯城郡三宅町大字屏風 4 4 0 番地の 5
東屏風自治会
会長 池 田 年 夫

3 無償譲渡の理由

当該財産は奈良県住宅供給公社による屏風団地造成に伴い、同公社から町に対して寄附を受けたものであり、昭和 54 年に三宅町中央公民館東屏風分館として開館し、東屏風自治会が運営を担うことにより地域の公民館としてその役目を果たしてきた。東屏風自治会の意向を踏まえ、地元自治会の自主的な活動を支援するため当該財産を無償で譲渡するものである。

4 無償譲渡をする日

平成 29 年 6 月 1 日